

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	石狩市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/jyouhou/14355.html

執行機関名 石狩市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第27号)によるひとり親又はひとり親家庭等の児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石狩市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第29号)別表第1第3号 石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第27号)によるひとり親又はひとり親家庭等の児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等</u> 及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等</u> 及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて <u>母子家庭等</u> 及び <u>寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者</u> 及びひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することによって、 <u>重度心身障害者</u> 及び <u>ひとり親家庭等の保健の向上</u> に資するとともに <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第27号) 石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項第4号、第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		